

どーなってるの？損害賠償！

原発事故賠償の時効10年に延長＝特例法成立

東京電力福島第1原発事故の賠償で、損害発生を知ってから3年とされている民法上の請求権の時効を10年に延長する特例法が、4日の参院本会議で可決、成立しました。今月中にも施行され、原発事故の損害賠償は、2021年3月まで時効の心配はなくなります。

事故から時間が経って判明する健康被害などに対応するため、経過すると損害賠償が請求できなくなる「除斥期間」についても、現行の民法で定める「不法行為（事故発生）の時から20年」を「損害（健康被害など）が生じた時から20年」に変更することも盛り込まれました。

つながろう 集まろう！！

無料相談会開催しました！

平成25年11月30日（土）13：00より江戸川区小松川三丁目第2アパート集会室で、「法律・登記・不動産鑑定評価・税務・福祉の専門家による第3回無料相談会」を開催しました。

当日は9名の相談者が来場され、不動産賠償、相続、不動産の評価や税金に関する相談などがありました。



東京司法書士会では、今後も都内で様々な相談会を開催していく予定です。詳細が決まりましたら、ご案内させていただきます。

なお、お近くでの相談会開催の御要望がありましたら東京司法書士会事業課（TEL03-3353-9191）までご連絡下さい。



岩手

大槌町の季節の風物詩「おおつち鮭（さけ）まつり」が1日、同町大槌の大槌川河川敷で開かれました。震災後3年ぶりに河川内で行った「鮭つかみどり」では、町内外からの参加者がサケ100匹を素手でつかまえました。多くの家族連れが訪れ、浅瀬に設けられた天然のいけすでサケを追い掛けたそうです。

(H25. 12. 2 岩手日報社 WebNews より)



宮城

プロ野球東北楽天の選手は1日、東北各地で開かれた優勝報告会で、初の日本一を達成した喜びと感謝をファンに直接伝えました。東日本大震災で傷ついた東北を励まそうと戦ってきた思いを語ったほか、連覇宣言も飛び出したそうです。選手29人が東北の9市町を訪れ、トークショーなどを行いました。宮城では宮城県石巻市と宮城県南三陸町が会場になりました。

(H25. 12. 2 河北新報社 KAHOKUONLINE NETWORK より)

福島

双葉郡の教育復興の柱として2015（平成27）年度開校を目指す中高一貫校について県は、同校を広野町に整備する方針を決めました。佐藤雄平知事が3日、12月定例県議会初日の所信表明で明らかにしました。町全域で避難区域が解除され、運行を再開したJR常磐線の広野駅にも近く、避難者の多いいわき市から生徒が通学しやすい点などを評価したそうです。県教委は今後、開校準備を本格化させるそうです。

(H25. 12. 4 福島民友新聞社 minyu-net より)



面談による相談（予約制）

●東京司法書士会総合相談センター（四谷・金曜 16時～19時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3（JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分）

●三多摩総合相談センター（立川）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル 202-A

（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）



電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後4時（受付は午後3時45分をもって終了いたします）

※通話料はご相談者様の自己負担となります。